

2022年5月25日

各 位

会社名 株式会社豊和銀行
代表者名 取締役頭取 権藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問合せ先 上級執行役員 総合企画部長 浜野法生
(TEL. 097-534-2611)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2022年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第104回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものです。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下表のとおりです。

(二重下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<u>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 17 条～第 40 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

本件に関するお問合せ先 総合企画部 羽田野、足立 TEL 097 (534) 2608